

3月31日付けで弊省より発出いたしました「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」及び「病院等における医療の安全を確保するための措置について」

の通知に関して、それぞれ下記のとおり内容の一部に誤りがございましたので、深くお詫びするとともに、修正後の媒体を送付いたします。

○「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」

2頁目3.

正：別紙2「医療事故調査制度に関する管理者等研修プログラム**作成**指針」

誤：別紙2「医療事故調査制度に関する管理者等研修プログラム**研修**指針」

<添付通知>

(差替) (写) 【通知】医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について(\*1)

○「病院等における医療の安全を確保するための措置について」

- の冒頭

正：規則第1**条**の11第1項第1号に規定する

誤：規則第1の11第1項第1号に規定する

<添付通知>

(差替) (写) 通知「病院等における医療の安全を確保するための措置について」

(\*2)

(差替) (参考) 平成19年通知との比較対照表(\*3)

#### 【お問合せ先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療安全推進・医務指導室指導係(担当：加藤様)

TEL 03-5253-1111(内線2580)

E-mail：[IRYOUANZEN@mhlw.go.jp](mailto:IRYOUANZEN@mhlw.go.jp)